（林野庁国有林野部管理課長）
同　　宮浦　浩司
食料産業局企画課長に転任させる
（水産庁漁政部企画課長）同　　菅家　秀人
農林水産技術会議事務局研究調整課長に転任させる
（大臣官房審議官）同　　川合　靖洋
（農林水産技術会議事務局研究調整課長）同　　内田　幸雄
大臣官房付に転任させる（各通）
（国土交通省土地・建設産業局次長）国土交通事務官　　長谷川博章
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
（大臣官房秘書課付）農林水産事務官　　松村　孝典
林野庁に出向させる
（同）同　　中　裕伸
水産庁に出向させる
（大臣官房審議官兼消費・安全局）同　　永山　賀久
文部科学省に出向させる
（大臣官房審議官兼農村振興局）同　　岩本　千樹
（大臣官房付）同　　佐竹　健次
（同）同　　鳩山　正仁
国土交通省に出向させる（各通）（以上七月一日）
（大臣官房付）農林水産事務官　　長谷川博章
辞職を承認する（七月三日）

林野庁

（大臣官房秘書課付）農林水産事務官　　松村　孝典
林野庁国有林野部管理課長に転任させる（七月一日）

水産庁

（水産庁漁政部企画課長）農林水産事務官　　菅家　秀人
農林水産省に出向させる
（大臣官房秘書課付）同　　中　裕伸
水産庁漁政部企画課長に昇任させる（以上七月一日）
（国立研究開発法人水産研究・教育機構理事）　　武井　篤
農林水産技官（水産庁資源管理部参事官）に採用する（七月四日）

海上保安庁

（海洋情報部企画課長）海上保安官　　中野　裕文
辞職を承認する（六月三十日）
（第一管区海上保安本部長）海上保安官　　坂野　公治
国土交通省に出向させる
（国土交通省自動車局総務課長）国土交通事務官　　岩﨑　俊一
海上保安官（第一管区海上保安本部長）に昇任させる
一等海上保安監を命ずる
（防衛省地方協力局労務管理課長）防衛書記官　　二又　知彦
海上保安官（海洋情報部企画課長）に採用する
二等海上保安監を命ずる
（第三管区海上保安本部総務部長）海上保安官　　清水　昌幸
総務部職員相談室長に転任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　　多田　浩人
海上保安官（第三管区海上保安本部総務部長）に転任させる
二等海上保安監を命ずる（以上七月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月六日マラウイ国の独立記念日につき、同月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から四月六日ベトナム国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月十三日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年七月七日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成28年6月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(2)第31334号	株式会社太平フィナンシャルサービス
東京都知事(1)第31602号	株式会社ミキミクロファイナンス
東京都知事(1)第31603号	株式会社ＣＯＯＬ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ
東京都知事(1)第31604号	日本アルコール販売株式会社
東京都知事(1)第31605号	ＭＵＬエナジーインベストメント株式会社
大阪府知事(1)第12990号	株式会社ＴＡＫキャピタルサービス
福岡県知事(1)第08679号	株式会社コマーシュ福岡
大阪府知事(1)第12989号	エフケイ
佐賀県知事(3)第00870号	橘リース
沖縄県知事(1)第04237号	ダイワ

平成28年6月15日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(5)第26850号	ミリオンインベストメント株式会社

平成28年6月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛知県知事(5)第02317号	松屋商事
東京都知事(1)第03387号	株式会社サンエスゴルフサービス
高知県知事(1)第00001号	株式会社植田商事

愛知県知事(10)第01964号	マネーショップミカワ
愛知県知事(3)第04192号	株式会社ウェルス
東京都知事(1)第31578号	株式会社シンエイソリューション

公　告

諸事項

工場財団

岩手県花巻市西宮野目第11地割1番地**合同会社仙台荒浜発電所**の仙台市若林区荒浜字北今切1番地仙台荒浜太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年7月7日　　仙台法務局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月7日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年6月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三機工業株式会社
代表取締役　長谷川　勉　東京都中央区明石町8－1　国土交通大臣許可（般・特－27）第4310号
3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注1）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。